

平成 29 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告  
(平成 30 年 4 月 13 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)  
に基づいて浜田市教育長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

## 財政援助団体等の監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 団体の概要及び監査の結果等

#### 2 芸術と文化のまちづくり事業実行委員会

##### (2) 監査の結果

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ア 現金等の管理、出納事務規程の整備について</p> <p>事業実施のため切手をまとめて購入しているが、換金性が高いことを考慮し、必要以上の切手を保管することのないよう、管理台帳を整備の上、現金及び通帳等と同様に適切に保管されたい。</p> <p>なお、通帳と通帳印は危機管理の面から、別々の施錠できる場所で保管することが適切と考える。</p> <p>また、芸術と文化のまちづくり事業実行委員会規約に基づき事業を実施し、市補助金及び寄附金等により運営を行っているが、経理事務に関する規程について整備されていない。出納帳票を確認したところ、伝票に確認の押印がなく綴られていた。収入支出内容については、実行委員長及び会計担当者が確認の上処理されていたが、出納事務規程を作成してチェック体制を強化し、経済的な執行が確保されるよう市の契約規則を参考に関係規程を整備されたい。</p>	<p>切手の購入については、必要な範囲でその都度必要な数量を購入することに改善し、管理台帳を整備した。</p> <p>通帳と通帳印は、別々に施錠できる場所に保管することに改めた。</p> <p>経理、出納事務に関する不備については、浜田市財務規則及び契約規則に準じて事務処理を行うことに改善した。今後、早期の規程整備に努める。</p>
<p>イ 補助金の交付及び精算について</p> <p>年度末において、次年度事業に必要となる消耗品等の購入が見受けられた。平成 28 年度の事業計画に対して交付される補助金を次年度の事業費に充てることは適切でないと考える。なお、不用額については、精算し市に返還されたい。</p> <p>また、補助金の交付が 5 月となっており、4 月に支払いが必要な経費の支出に苦慮している。補助金交付決定は 4 月当初に行われていることから、交付時期について所管課と協議し、円滑な事業運営が行われるよう調整されたい。なお、年度当初に必要な経費の支出に対応するため、自主財源の確保を工夫し、健全運営に努められたい。</p>	<p>事業計画に対する補助金の適正な使途に努める。特に消耗品等の購入については、切手と同様に疑義のないよう適正な時期に適切な数量を購入することに改善した。</p> <p>また、自主財源を十分確保し、補助金が交付されるまでの間の事業費に充てることに改善した。</p>

<p>ウ 補助金の効果及び条件の履行確認等について</p> <p>浜田市補助金等交付規則第 12 条では、実績報告書の提出を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し額を確定することとなっている。所管課において補助金額確定時の起案の際には、事業実績や決算状況から補助金の使途確認の結果や効果の検証について報告し、適正な執行が図られていることを明記されたい。</p> <p>また、団体の運営に多額の補助金を交付し、市の関与が大きいことから、公益上の必要性を十分理解されるよう効果を検証されたい。補助金交付開始から 8 年が経過しており、事業効果、目的の達成状況を積極的に PR するとともに、組織体制の強化を図るため、今後の運営方法を検討されたい。</p>	<p>補助金確定時に、補助金の使途確認及び効果を十分に検証し、起案文に適正な執行が図られていることを明記することとする。</p>
--	--